

令和4年5月23日
金沢市病院事業管理者

出産入院時にかかる診療費等の消費税額の誤徴収について（お詫び）

この度、当院において、平成3年の消費税法改正により非課税とされている出産入院時の費用について、その一部を誤って課税処理していたため、消費税額を誤徴収していたことが判明いたしました。当院の不手際により、ご迷惑をおかけしました皆さまに対し、心よりお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことがないよう、職員の理解の増進及び院内における確認体制の構築などの再発防止に取り組んでまいります。

1. 概要

当院が請求した出産入院に係る一部の診療費において、本来であれば消費税額を非課税として計算するところを、誤って課税として計算していたため、消費税額を誤徴収していたものです。

2. 返金対応について

返金対象となる方には、誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を口座振替にて返金します。なお、病院職員が電話等により暗証番号をお聞きすることはありません。「なりすまし」にご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 平成22年4月以降に当院を利用した方（当院で会計データを確認できる方）

返金額や返金方法等に関する案内を順次送付します。同封の書類に必要な事項をご記入いただき、返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

なお、当院で保管されている会計データ等で特定できた返金対象となる方の人数及び返金額等は、以下のとおりとなっております。

- 1) 確認期間：平成22年4月から令和4年3月
- 2) 返金対象となる方の人数：402人
- 3) 返金額の総額：1,008,780円（遅延損害金を含まない）

(2) 平成22年3月以前に当院を利用した方（当院で会計データを確認できない方）

領収書等をご提示いただき個別に対応いたします。

3. 再発防止策

消費税に関する職員研修を実施するほか、消費税法改正時における専門機関への確認を徹底するとともに、医事会計システムの改良により再発防止を図ります。

（お問い合わせ先）

金沢市立病院 医事室

電話 076-245-2608

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（土日祝日を除く）